

平成26年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成26年3月11日）

---

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成26年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番湯浅礼子さん、7番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月24日までの14日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案25件、定期監査及び財政援助団体等監査報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成25年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第1号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 1点だけお尋ねしたいのですけれども、4番目の監査の結果、これ以前にも私質問したのですけれども、なお、改善・検討を要する軽易な事項についてはということで、口頭指導がされているようなのですけれども、この軽易な事項というのは大体、例えばどんなことなのか。それで、こういう指導がされてても、去年から一昨年もそのようなのですけれども、同じような結果報告があるのですけれども、同じような指導が繰り返されてるということでしょうか、その辺はいかがですか。

○議長（山崎数彦君） 上田監査委員。

○監査委員（上田正昭君） そのとおりでございます。ただ、軽微なもので何とか改善をするようにという指導で、もしそれができなければ、今度は指導から指摘事項として議会に報告させていただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿 聡君） 今までとちょっと報告の様式が変わったというか、ちょっとつけ加えられて、今、川野議員が言ったように、いろいろ昨年、その前から等、いろいろ口頭指導したという話がされつつ、今回こういうふうに出てきているのですけれども、今までの報告でこの公社のみの報告というのはなかったのですけれども、今回は今までと報告の仕方が違うと思うのですけれども、これがなぜか教えていただきたいと思っております。

二つ目なのですけれども、4番の監査結果ですね、この中に、指導してきた、取締役会議録の不備や不整備ということが書かれているのですけれども、これいつごろから不備、不整備があつて十分な機能がしてなかったのか、教えていただきたいと思っております。

三つ目、事業収支の改善が急務となっていると書かれているのですけれども、財政状況はやっぱりこれを見ると赤字ですね。これまで市が公社にどれぐらい補助を出してきたのか、総額どれぐらいになっているのか教えていただきたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 上田監査委員。

○監査委員（上田正昭君） 私のほうからは1番について御答弁させていただきまして、2

番、3番につきましては、事務局長のほうから答弁させていただきます。

まず、今回の振興公社の監査といたしまして、一番大きな点といたしましては、市が唯一の株主でありまして、市長、副市長、未特定の課長職が非常勤の代表取締役、監査役として役員に選任されております。

ところが、会社法に定められております株主総会の権限、取締役の業務執行、監査役の権限等が十分に果たされていないことから、その結果、定款、登記簿の不備など不適切な事務処理が行われておりまして、また、これらのことが波及して大きな累積赤字の派生につながっているものと考え、今回の指摘としたわけでございまして、早急な経営の安定化、業務の適正化を図らなければならない状況にあると考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 赤田監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（赤田敬一君） いつから指導してきているのかという質問でございますが、振興公社の監査につきましては、平成22年度から実施してきておりまして、定款等の不備につきましては、この平成22年度から指導してきております。

あとこれまでに市の補助金が幾ら支出されているかという点でございますが、その点についてはちょっと把握しておりません。

それと指摘事項の具体的な項目といたしましては、定款及び登記簿関係については、定款の発行、株式総数が840株と登記簿の発行株式総数が5,840株というふうになっておりまして、一致しておりません。また、取締役1名が登記されていなかったという点があります。

それから、役員の登記変更が、法律で定められている期間を大きく超えて登記されて行われたという点でございます。

それから、株主総会、取締役会議事録関係については、審議した内容について適切に記録されていなかったということでございます。

あと事務取扱規定等につきましては、運営上必要とされる決済等に関する文書規定、それから会計経理等に関する経理規定等が整備されていないということでございます。

あと株主取締役、監査役関係につきましては、先ほども代表監査委員からも話がありましたとおり、役割を明確にする社内規定等が整備されていないこと、また、業務課長など役職担当者も配置されていないことから、業務執行における指揮・命令系統が不明確となっております。

財政状況につきましては、ここに記載のとおりでございますが、早急な改善が必要だという内容でございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿 聡君） 定款登記簿等いろいろですよ、これ何でこんな不備が出てくるのかというのは把握はされているのかお聞きしたいと思います。

公社でいろいろ今まで話しされている中で、取締役会は結構な頻度で開かれていると思うのですけれども、その全ての会議の議事録が不備でもないということ、議事録がとってないよということで承知していいのか、伺いたいと思います。

あと赤字が続いていて、市の補助金も恐らく結構入っていると思うのです。このまま運営がなりたなくなったりだとかとなると、最終的に全ての責任は歌志内で全て負うのか、誰が責任を持つのか、どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

経営がうまくいっていないのであれば、内面的に市の職員が入って、事務上の援助・指導を

行って改善していく、こういういろいろ不備があるのであれば、きちんとそういうのを市の職員が入って見てやるということはできないものかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 上田監査委員。

○監査委員（上田正昭君） 定款等の変更とかそういうものにつきまして、先ほども申しあげましたように取締役会なり、そういうものの権限なり、そういうものが十分発揮されておられませんので、こちらのほうとしては、そこまでの会議録の作成につきましては把握しておりません。

その理由といたしましては、平成19年からチロルの湯に書類等を引っ越したことによって、どこにあるか紛失なりしているというようなことも聞いておりますけれども、そこまででございます。

それから、会議録につきましても、そういうような引っ越し等の関係で、書類等が紛失なりしているということでもございまして、平成22年以降につきましては、新たに議事録を平成23年、24年の今回の監査につきまして提出されておまして、その内容について監査しているところでございます。

赤字運営上の責任ということでもございますが、それは監査の範疇でございませんで、それは株主なり、そういうようなところの出資している団体、株主等、市なり、そういうところが考えることでもございまして、ただ、先ほども申しあげましたように、それらの改善策なりを出さなければならないのではないかとというような考え方を持っております。

人事関係につきましては、市の職員の関係でございしますので、監査の及ばないところではないかと思ひまして、そこまでは立ち入っておりません。

○議長（山崎数彦君） ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は報告済みといたします。

## 市政執行方針演説

○議長（山崎数彦君） 日程第5 市政執行方針演説を行います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

おはようございます。

平成26年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様にご理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに、市長就任以来、多くの皆様のご支援と御協力を賜り、人と人とのつながりを大切にする協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

今後も、決意を新たに誠心誠意、市政運営に努めてまいります。

さて、我が国では、震災からの復興はもとより、急速に変化する国際社会への対応や持続的な経済成長の実現などが求められる中、経済の再生に向けてさまざまな政策が打ち出され、景気が穏やかな回復を見せておりますが、地方ではいまだ実感するには至っておりません。今後、地域経済への波及に期待をしております。

一方、本市におきましては、危機的財政状況からの脱却を果たしたものの、依然、地方交付

税に大きく依存する財政構造に変わりはなく、安定的かつ持続可能な財政運営の確立と人口減少対策を最重要課題として、限られた財源で最大の効果を上げるため、「選択と集中」による施策の実行とともに、ともに支え合う地域社会の実現と子供から高齢者まで、全ての市民が小さくても住んでいてよかったと実感できるまちを目指し、全力で取り組む所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成26年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は、「市民と協働で創るまち」であります。

地方分権が拡大される中、国におきましては、第二期地方分権改革が推し進められており、分権型社会の実現を目指し、地方においては、自主性と個性を活かした自立が求められております。

このため、引き続き、基礎自治体としての役割を十分認識し、真に必要とする市民サービスの向上と多様な行政ニーズの把握に努めるなど、より多くの市民との対話を進め、市民主体のまちづくりに取り組んでまいります。

広報広聴活動につきましては、広報うたしないをより親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見を反映するなど、見やすさ・読みやすさに配慮しながら紙面編集の工夫に努めてまいります。

また、市の公式ホームページは、より早い情報提供の手段として、情報更新のスピード化と的確な情報発信に取り組んでまいります。

なお、市民ニーズの把握と行政情報の共有化などを目的に開催する、地区別市政懇談会や町内会連合会との情報交換会、小中学生や各種団体との懇談会など、引き続き市民と直接対話する機会を設けてまいります。

次に、我が国の平和な未来を築くための取り組みとしましては、恒久平和を願う啓発活動を推進し、市民の平和に対する意識の高揚を図ってまいります。

第2は、「活力と魅力あふれるまち」であります。

アベノミクス効果により国内景気が回復傾向にある中、本市の商工業者を取り巻く状況下には明るい兆しを見ることはできず、非常に厳しい経営を余儀なくされております。

このため、経営安定化と業績向上に向け、商工会議所との強い連携のもと各種情報提供に努めるとともに、企業間での情報交換を促進するための組織づくりに取り組むなど、地域に根差した産業の育成を図ってまいります。

鉱業の振興につきましては、原子力発電の先行きが見通せない中、安定した操業を続けている空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業のさらなる継続に向け、関係機関と連携し支援してまいります。

農業の振興としましては、昨年ハウスを拡張した葉野菜の水耕栽培事業が順調に推移しており、今後は市内での販売を含め近郊のスーパー等への出荷量がふえることで、より市民に親しまれる特産品として普及することに期待するとともに、土産品など観光事業との連携に向け取り組んでまいります。

また、新たな農業分野として注目されている薬用作物の栽培について、関係機関からの情報収集に努め、本市における事業化の可能性について研究してまいります。

なお、新産業創造等事業の助成制度により事業化した水晶デバイス開発事業や室内パークゴルフ事業、高齢者向け住宅運営事業は、それぞれ順調に推移しており、今後も新たな雇用創出を含め安定した事業展開に期待をしております。

次に、観光事業につきましては、指定管理者制度により運営している観光施設等は、引き続

き民間の持つノウハウを導入しながら、より利用者から親しまれる施設運営に取り組まれるよう要請してまいります。

また、老朽化に伴い利用面で支障が生じてきている施設につきましては、今後のあり方を含め検討してまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、リニューアル効果による経営の安定化と、利用者の皆さんから親しまれる施設としての利便性の向上が図られることを期待しております。

労働行政の推進につきましては、市内における雇用情勢が引き続き厳しい状況にある中、関係機関連携のもと雇用創出に向けた各種支援制度等の情報提供に努めてまいります。

定住化対策としましては、新たに「ちょっと暮らし体験推進事業」に取り組むとともに、これまでの住宅建設助成金制度の内容を見直し、定住促進条例を制定し、東光団地の分譲促進を初め、市内の定住促進を図ってまいります。

また、北海道移住促進協議会主催による首都圏で開催される「北海道暮らしフェア」に引き続き参加し、移住定住に関する事業などのPRに努め、移住のきっかけづくりとなるよう、関係機関等と連携を図りながら進めてまいります。

なお、定住化を積極的に推進するため、庁内に検討委員会を設け対策を講じてまいります。

地域間交流の促進につきましては、各種大会やイベントなど地域活動を実践する市民有志による各種団体等を支援し、より一層地域間の結びつきと交流人口の拡大を進め、地域活性化に結びつけてまいります。

第3は、「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、「歌志内市地域福祉計画」の基本理念であります、気遣い、心遣い、向こう三軒両隣に基づき、市民の主体的な参加と事業所、行政の協働のもと安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指してまいります。

本年度は、地域活動の取り組みにおいて、活動のリーダーや取りまとめ役の養成が重要であることから、地域福祉活動を担う人材の発掘と育成に関する事業を行ってまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括ケアの考え方にに基づき、引き続き高齢者の立場に立った視点で支援してまいります。

また、介護教室は、より一層、介護の知識と技術が地域に普及・浸透されるよう、開催回数をふやして実施してまいります。

養護老人ホーム楽生園につきましては、社会福祉法人ほく志会へ施設譲渡を行い、創意工夫を活かした民間活力による充実したサービス提供に期待をしております。

児童福祉の推進につきましては、「歌志内市次世代育成支援対策地域行動後期計画」に基づき、次代を担う子供が健やかに生まれ、育てられる環境の整備を図ってまいります。

また、「子ども・子育て関連三法」に基づき実施した子育てニーズ調査の結果などを踏まえ、新制度に向けた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育委員会との連携のもと、推進体制等の整備を進めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者総合支援法及び「第3期歌志内市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人が自立して生きがいを持ち、安全で安心して暮らすことができるよう、各種サービスの提供を推進してまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、「歌志内市健康増進計画」に基づき、予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。

特に、健康寿命の延伸を中心課題ととらえ、生活習慣病の発症予防や重症化予防対策を引き続き推進するため、20歳から30歳代の健康診査や2次検診としてブドウ糖負荷試験等を継続実施するほか、後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査料を本年度から無料化してまいります。

また、各種がん検診につきましては、働き盛りのがん検診推進事業を継続し、受診の促進と異常の早期発見に努めてまいります。

さらに、感染予防対策としまして、現在国では、水痘及び高齢者を対象とした成人用肺炎球菌の二つのワクチンについて、市町村が行う定期予防接種に加える方針を明らかにしており、本年秋の実施を目指していることから、国の動向などを注視しながら、実施体制を整備してまいります。

母子保健対策につきましては、妊産婦の健康管理と乳幼児の健やかな成長のため、健康診査をはじめとする各種保健事業を推進し、安心・安全な出産を確保するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査の助成を継続実施してまいります。

次に、病院事業につきましては、病院運営の指針としております「歌志内市立病院経営健全化計画」を基本に、不良債務を発生させないよう経営の健全化に一層努力してまいります。

なお、国の新たな公立病院改革ガイドラインが本年度中に策定されますが、本市におきましては、これまでの計画を継続し、健全な病院経営に向けた取り組みを行ってまいります。

また、医療体制につきましては、現状の医師及び診療体制を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、特定健康診査の受診費用を無料化し、受診しやすい環境を整備することにより受診率の向上を図ってまいります。これにより、疾病の早期発見、早期治療につなげ、被保険者の健康の保持・増進及び医療費の抑制を図り、事業の健全な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合と連携して、被保険者が安心して医療が受けられるよう、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子どもの医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子どもたちの保健の向上と健やかな育成を図るため、中学3年生までの医療費完全無料化を継続してまいります。

第4は、「快適でやすらぎのあるまち」であります。

市民の快適な生活空間となる道路や河川につきましては、日常的なパトロールを行い市民の安全確保に努めるとともに、適宜維持修繕を行ってまいります。特に冬期間は降雪状況や沿道の堆雪状況を把握しながら適切な除排雪を行い、歩車道の確保に努めてまいります。

道路整備事業につきましては、中空知広域水道企業団が計画する配水管の布設工事にあわせ、本町川沿線及び歌神地区火葬場線の改良工事を行うとともに、神威地区山手線と中村5号線の局部改良工事を行ってまいります。

橋りょう改修につきましては、文珠地区ふれあい公園内を縦貫する自転車道ふれあい橋の橋面改修、神威児童センター前の人道橋の改修を行ってまいります。

また、夜間の防犯対策などに欠かせない防犯灯については、大曲団地内をLED化とし、今後、計画的に防犯灯のLED化を進め、省エネルギー化と環境負荷の低減を図ってまいります。

次に、治山事業につきましては、引き続き北海道小規模治山補助事業として三坑の沢の水路工事を実施するとともに、災害の未然防止のため、小規模治山事業の調査を行ってまいりま

す。

また、河川事業につきましても、引き続き若鍋川の河川改修工事を実施してまいります。

次に、市営住宅の整備事業につきましては、「歌志内市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化住宅の解体除却や住宅の集約を推進するとともに、定住化対策の一環として既存空戸住宅を魅力ある住宅へ改修整備してまいります。

また、市営住宅の解体除却は、歌神一区の縦割り住宅2棟8戸及び神威桜沢地区の縦割り住宅1棟6戸、歌神地区は第二団地7棟28戸を行い、全体で10棟42戸の老朽化住宅の解体を実施してまいります。

次に、改修事業としましては、文珠本通り地区の2棟12戸の屋根の無落雪化を引き続き行うとともに、本町地区2棟16戸及び文珠団地1棟8戸の屋根塗装工事についても進めてまいります。

さらに、住環境を支える市営住宅や公共建築物について、良好な住環境を形成するため、市営住宅の用途廃止や集約、老朽化施設の建てかえなど、市民ニーズを把握しながら住環境整備の方針を定める「住生活基本計画」を策定し、住み続けたいと思える住環境整備の方針を定めてまいります。

上水道事業につきましては、中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化促進と施設の維持管理を行っており、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は、平成25年12月末現在90.3%で2,397戸となっております。本年度も住環境の快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めてまいります。

環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙・巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、資源回収奨励金の交付単価を引き上げ、資源回収団体の活動を支援することにより、資源物の回収を促進するなど、市民、地域、団体等と協働で、ごみの減量と再資源化を推進してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、本市に建設された中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において円滑に適正処理されるよう広域連合等と連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処理する専用施設として、東光最終処分場を適正に管理運営してまいります。

し尿の処理につきましては、平成27年4月からの石狩川流域下水道処理施設での共同処理に向けて、関係市町等と連携し準備を進めるとともに、共同処理の開始により、砂川地区保健衛生組合からの受託処理を含め、衛生センターでのし尿処理を終了してまいります。

次に、消防行政の推進につきましては、昨年、住宅火災が1件発生いたしましたが、引き続き市民一人ひとりの防火意識の高揚に努め、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、昨年の救急出場件数は321件で、搬送人員の約74%が65歳以上の方となっており、高齢化が進む中、さらなる救命率向上のため、救急隊員の教育研修に努めるとともに、市民を対象とした普通救命講習の充実を図り、応急処置の普及啓発を推進してまいります。

また、消防車両につきましては、消防活動に即応するため、老朽化した「広報搬送車」を更新してまいります。

なお、消防の広域化につきましては、「北海道消防広域化推進計画」に基づき、引き続き協議してまいります。

次に、防災対策につきましては、市民の生命と財産を守るため「歌志内市地域防災計画」の



見直しを行い、防災・減災意識の高揚と自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、災害時の備蓄体制を構築するため、計画的に避難者用の毛布や非常食などの備蓄を進めてまいります。

防犯対策につきましては、高齢者や子供を見守る自主防犯活動に取り組む諸団体をはじめ、関係機関との連携を密にし、地域防犯体制の強化に努めてまいります。

交通安全の推進につきましては、交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関・団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めるとともに、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑・巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害の未然防止と被害相談等の迅速な対応を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、消費者保護に努めてまいります。

第5は「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

今日の少子・高齢化の進行、グローバル社会並びに高度情報化社会の進展など、社会・経済情勢が急速に変化する中、教育を取り巻く環境は経済再生と並ぶ日本の最重要課題であります。

近年、深刻な社会問題となっているいじめ問題や教育委員会制度の見直し、6・3・3・4制のあり方等、多くの教育課題が山積し、教育の大きな転換期を迎えております。

本市におきましても少子化が進む中において、心豊かでたくましく「生きる力」を持ち、自己形成や社会の一員としての人づくりを進めるためには、学校教育・社会教育の充実、家庭・地域社会の教育力の向上が重要であります。

このため、学校教育においては、児童生徒の人権や命の尊厳の指導を最優先に、確かな学力・豊かな人間性・健やかな体、「生きる力」を育み、学校・家庭・地域が連携を図り、児童生徒の安全・安心の確保と信頼される学校づくりを進め、子どもたちを支える教育環境の充実に努めてまいります。

また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食費などの一部負担や高等学校等就学支援金制度を継続してまいります。

社会教育につきましては、「第6次歌志内市社会教育中期計画」に基づき、家庭、青少年、成人・高齢者教育、文化・芸術、スポーツレクリエーション事業を進めるとともに、社会教育施設等につきましては、効率的かつ効果的な管理運営に努めてまいります。

以上、私からは概略を説明いたしましたが、教育行政の具体的な施策につきましては、別途、教育長から教育行政執行方針の中で述べることにいたします。

第6は、「市政を推進するために」であります。

地方分権の推進により地域の自主性及び自立性を一層高めることが求められております。

このため、さまざまな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに応えるべく、市民の目線で考え行動できる職員の育成と意識改革を進めてまいります。

また、本市の財政運営としましては、財政健全化判断比率の動向に留意しながら、限られた財源の有効活用に努め、財政の安定化を推進してまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域振興に向けた各種事業に参画するとともに、滝川市と砂川市を中心市とする「定住自立圏構想」の実現に向け、構成市町との連携を図りながら協議を進めてまいります。

情報化に関する取り組みとしましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化と効率化を図るため、必要なシステム機器の更新を進め、維持管理に努めてまいります。

また、社会保障・税番号制度については、平成28年1月からの利用開始に向け、関連シス

テムの改修を行ってまいります。

以上、平成26年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに、我が国においては、長引く景気低迷から脱するための足がかりとして、数々の矢を放ち、経済の再生に向けさまざまな政策が打ち出され、穏やかに景気回復への兆しが見えつつありますが、消費税率の引き上げなどにより先行きの不透明感に変わりはなく、依然、私も小規模自治体を取り巻く環境も厳しい情勢が続いております。

このような中、本市おきましては、市民が将来とも誇りを持てる地域づくりが求められております。

このため、市民の皆様の限りない英知と行動を集結しながら、人と人とのつながりを大切にする「協働のまちづくり」を進め、第5次歌志内市基本構想に掲げる、「いきいきと、みんなが創る心ふれあうまち」の実現を目指し、現状に満足することなく誠心誠意取り組む決意であります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解とあたたかい御支援を賜りますようお願い申し上げます、平成26年度の市政執行方針といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） —登壇—

おはようございます。

平成26年第1回定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し述べます。

はじめに、今日、我が国は震災からの復興、デフレからの早期脱却のために歩み続けている一方、世界情勢の変化など不安定な要因もあり、日本の社会情勢は大きく変化し続けています。

こうした中、世界の中の日本人として、強く生き抜く力を持った人材の育成が求められています。

そのため、次代を担う子供たちに「生きる力」を育むための教育活動を進めることが不可欠であります。

本市においては、今後の教育の動向を注視しながら、これまでの実践を基盤として、学校教育においては空知管内教育推進の基本方針をもとに、郷土の地域特性を生かし、幼小中一貫教育を推進するとともに、学校・家庭及び地域の連携を図ることにより「生きる力」の育成に努めます。

また、社会教育においては、第6次歌志内市社会教育中期計画に基づき、すべての人々が生きがいを持ち、心豊かで健やかな生活を営むことができるよう、生涯にわたって学習することができ、学んだ成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に努めます。

教育は「人づくり」であるという原点に立ち取り組みを進めます。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「学校教育の充実」であります。

グローバル社会や少子高齢化の中で、これからの日本人として誇りを持ち、さらに大きく変化していくであろう20年後、30年後の社会をしっかりと生き抜く力を養うために、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を兼ね備えた「生きる力」、知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。

そのため、学習指導要領の趣旨を十分踏まえた教育活動を進め、幼・小・中の連携を重視し、工夫と改善に努め、地域との一体感を醸成させ、幼・小・中・地域合同大運動会を実施するなど、地域との絆や開かれた学校づくりの推進に努めてまいります。

また、幼稚園と大学の連携により、国際交流の推進や大学訪問、さらには未就学児の減少による今後の幼稚園教育のあり方について検討してまいります。

学校給食につきましては、引き続き一部負担を実施するとともに、消費税率の引き上げや食材価格の上昇による値上げ分についても、保護者負担を据え置きとするほか、昨年度から新たに設けた高等学校等就学支援金制度を継続するなど、児童生徒を持つ家庭の負担軽減に努めてまいります。

一方、小・中学校における施設整備につきましては、児童生徒用トイレの洋式化を引き続き計画的に実施するとともに、ICT機器の充実を図り、快適な学校施設の整備に努め、学習環境の向上を目指します。

さらには、学校の教育活動その他の学校運営状況について、学校関係者評価等を通して、その結果を保護者、地域に公表しながらよりよい学校運営の改善につなげてまいります。

以下、次の3点を「学校教育推進の重点」といたします。

#### (1) 信頼される学校づくりの推進。

今、学校は幼児や児童生徒・保護者・地域から、信頼を求められています。学校が信頼されるためには、第1に危機管理能力、第2に学校力、そして第3に教師力の向上が必要不可欠です。

学校は、心身ともに安心して過ごせる環境でなくてはなりません。子どもたちが最優先に尊重され、自分の居場所があることが大切であり、そのため教職員による環境整備に努めてまいります。

特に、昨今問題化している「いじめ」については、昨年、新たに施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、各学校において「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定し、子どもの人権・命の尊厳の視野に立ち、決して見逃さず、迅速で適切な対応をとり、同時に家庭・関係機関とより密接な連携を図ってまいります。

そのため、すべての教職員が信頼と協働に基づき、みずから工夫と改善を図り、組織的に学校を支え、「すべては、子どものために」の視点に立って、自分の学校を高める意識を向上させるよう努めてまいります。また、教職員の服務規律の遵守を徹底してまいります。

教師はみずからの教師力を高めるべく意欲的に自己の研鑽に努め、一人ひとりに愛情を注ぎ、教師としての責任感や使命感を持って、子どもの心にある「やる気」に火をつけさせることが重要です。

そういった学校の中で、自主性や忍耐力、連帯感や社会性を培い、弱者や自然に対する優しさと思いやりの心を大切にして相手の立場を理解します。よりよい生き方を追求するため、豊かな人間性を築くためにも、信頼される学校づくりに努めてまいります。

#### (2) 一人ひとりに寄り添う教育の充実。

幼児や児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけさせる学習内容を指導計画に位置づけるとともに、個に応じた指導を充実します。

また、身につけた知識や技能を活用し、自ら考え判断し、表現する力を育成するため、体験的・問題解決的な学習を重視し、子供の思考の道筋を生かした自主的・自発的な学習意欲を養い、学力向上に努めます。

「学力」とは、学ぶ力。その学ぶ力を引き出すのは、中心となる学校の授業です。みずから

学ぶ力がつけば、おのずと学力は向上するものです。幼児や児童生徒に魅力あふれる学習の動機を与え、自らの目標を立て、やればできるという自己肯定感や成功体験から自信を持たせる教育を目指します。

具体的には、今年度も文部科学省の「全国学力・学習状況調査」を実施し、その結果を活用して指導力向上を図る授業研究を進め、「わかる授業」を追求します。

特に、幼稚園、小学校での国際教育を充実するとともに、正しい日本語や語彙の使い方等を指導する学習を推進してまいります。

さらに、放課後活動や長期休業を活用し、個に応じたきめ細かな指導と評価を工夫するとともに、学習サポートの実施を図り、一人ひとりのよさや自己表現できる出番を与え、そして励まし、自分らしさを大切にできる学習指導を推進してまいります。

(3) 生命を尊び自らを鍛え、健康で安全な生活習慣教育の推進。

「あいさつ」「けじめ」「思いやり」を標語として幼児や児童生徒に、生命の尊さや心身の健康の大切さを認識させるとともに、自らの健康づくりに取り組む意欲と実践力を通じて、「人間力」を育みます。このため、健康保持・増進の学習、安全に関する意識を高める指導計画の工夫を行い、適切かつ確実に教育を行います。特に、共生社会の構築を目指す「インクルーシブ教育」の理念に基づき、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進してまいります。

また、体力は学力に比例し、「しなやかさ」「巧みさ」「力強さ」「ねばり強さ」があり、そして人間にとって一番大切な「生きる活力」です。このため「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」の調査結果に基づき、幼・小・中一貫教育の中で、プログラムを策定し、体力向上を推進してまいります。

さらに本市の地域特性を活かした、幼稚園児からのスキー学習の実施や、「フッ化物洗口」、「食育指導」を継続することにより、体力・運動能力の向上、健康保持・増進への正しい知識と、望ましい生活習慣を身につけさせる指導を推進してまいります。

第2は「社会教育の充実」であります。

近年の社会情勢は、めまぐるしく変化し、人々の意識や価値観が多様化する一方、自治体を取り巻く厳しい環境に変わりはありません。

その中であって、市民一人ひとりが生きがいやゆとりを持って人生を送ることができるような生涯学習社会の実現に対する期待は、ますます大きくなってきております。

このような状況の中で、施設の管理・運営を含めた諸施策並びに各種事業の実施には、目的と効率性を重視しつつ、第6次歌志内市社会教育中期計画に基づく諸施策を進め、市民の要望や課題を把握し、学習意欲に応えるべく努めてまいります。

また、地域の絆を深めつつ、地域の教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部事業などを推進してまいります。

以下、次の3点を「社会教育推進の重点」といたします。

(1) 家庭の教育力向上と子育て支援の促進、体験活動による青少年健全育成の推進。

家庭における教育力向上は、全国共通の大きな課題であり、子供の学力や体力の向上に直接影響を及ぼします。子育ては、家庭が子供に与える有形、無形の愛情と、人間の発達段階に対する正しい理解が必要不可欠なことから、今年度も家庭教育に関する学習機会を推進してまいります。

また、子育てに関して、各家庭が抱える問題は様ではなく、育児や思春期の指導はもとより、親自身のストレスからくる不安を感じる保護者がふえています。このため、子育てがしや

すい環境づくりや、地域ぐるみの健全育成に努めるなどの支援を行ってまいります。

青少年に対しては、基本的な生活習慣や社会性を身につける取り組みとして、宿泊体験や、プロスポーツ観戦を行い、本物を見て夢や憧れを持たせる社会体験を実施してまいります。

加えて、青少年センターを中心とした関係機関、団体等との連携を図り、子どもの安全確保や非行防止に努めてまいります。

### (2) 成人・高齢者の学びの環境整備及び郷土財産の有効利用と保存・継承。

成人や高齢者が文化・芸術などの学習活動に参加することは、地域の活力を高め、郷土の歴史を継承するとともに、各種施設の有効利用にも極めて重要であります。しかしながら成人層は、家事や就業に追われるなど時間的余裕や活動への精神的余裕がなかなか持てず、社会への参画が少なく、自己研鑽も思うようにならない状況にあります。

一方、健康で学習意欲が旺盛な多数の高齢者が見られる反面、自宅に閉じこもりがちな高齢者もいるなど、個人差が大きい傾向にあります。このため、学習活動に生きがいを持ち、地域の絆を一層深めることができるよう、図書館と公民館の連携を検討し、有効活用を促進させ、学び環境の充実を図ってまいります。

さらに、学校教育活動との連携や、サークル活動の活性化、郷土館や旧空知炭鉱倶楽部などの郷土財産の保存・継承と、有効な利用に努めてまいります。

### (3) 生涯スポーツの振興と健康づくりの促進。

全面改正されたスポーツ基本法では、前文に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と明記され、国及び地方公共団体などの責務が明らかにされました。

本市においては、各種情報の提供や、気軽に参加できる行事などを通じて、みずから健康づくりをする意識の醸成を積極的に進め、誰もがいつでもスポーツに親しむことができるよう、世代に応じたスポーツ活動の充実を努めるなど、生涯スポーツの振興に取り組んでまいります。

また、地域の特性を生かしたスポーツを活性化していく上で、スキーを青少年に奨励し、多くの経験を重ねる機会を設け、さらには、老朽化した市営プール・体育館等の今後のあり方を検討してまいります。

以上、教育行政に臨む私の決意を申し述べましたが、いずれの取り組みもその目指す先には、子どもたちの未来があり、私たちの社会の未来があります。

新しい時代を拓く力強い創造性あふれる人材の育成に向けて、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化の振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

**○議長（山崎数彦君）** これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、13日、14日、17日を予定しております。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて会議を再開します。

## 議 案 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 議案第1号歌志内市定住促進条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第1号歌志内市定住促進条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市内への定住を奨励するための措置を講じることにより定住人口の増加を図り、もって市の活性化に寄与するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市定住促進条例。

第1条は、目的を定めるものでございます。

この条例は、歌志内市の定住人口の増加を図るため、定住を奨励するための措置を講じ、もって市の活性化に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は、条文中の用語の定義であります。

第3条は、奨励金の内容について規定しております。

自らが居住する住宅を新築または中古住宅を購入し、かつ5年以上定住を確約する者に対し、住宅建設等奨励金を交付するものであります。

区分、該当要件、奨励金額は別表に示しておりますので、別表をごらん願います。

区分の新築であります。定義にもありますように、新築には建てかえ、建売住宅を含むものであり、居住部分の床面積が50平方メートル以上の住宅が該当となります。

基本要件としまして、住宅を新築した場合の奨励金額は100万円であります。

加算要件1としまして、市内建設業者に発注または市内建設業者より購入した場合100万円を加算いたします。

加算要件2としまして、新築した住宅が二世帯住宅の場合50万円を加算いたします。

加算要件3としまして、市内に所在する住宅を市内建設業者により解体撤去をして新築した場合、解体撤去費用の2分の1以内、50万円を限度として加算いたします。

区分の中古住宅であります。居住部分の床面積が50平方メートル以上で、過去に居住の用に供された住宅が該当となります。奨励金額は購入費用の2分の1以内、50万円を限度として交付するものであります。

第4条は、奨励金の適用除外について規定しております。

この条例による奨励金の交付を受けている者、相続、贈与で住宅を取得したとき、公共事業に伴う移転補償により住宅を新築または購入する者、住宅が関連法令等に違反するもの、世帯員の中で市税を滞納している者に該当する場合には奨励金は交付いたしません。

第5条は、奨励金の申請及び決定について。

第6条は、奨励金の交付について規定しております。

第7条は、奨励金の返還について規定しております。

奨励金の交付を受けた者が、交付を受けた日から5年未満で転出、もしくは転居した場合、ただし生計同一者が引き続き居住する場合は除きます。

または、同じく5年未満で譲渡、貸与した場合や、提出した書類に偽り、その他不正があった場合、その他、市長が相当と認める場合、奨励金を返還しなければならないものであります。

なお、死亡した場合や自己都合によらず、やむを得ない事情により転出、転居した場合は申請により減免することができる規定となっております。

第8条は、奨励金を受ける権利の譲渡の禁止。

第9条は、委任の規定でございます。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

### 条例予算等審査特別委員会の設置及

#### び委員の選任について

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、議長を除く7名の委員による条例予算等審査特別委員会を設置して、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、7名の委員の条例予算等審査特別委員会に付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました条例予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長を除く7名の委員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7名の議員を条例予算等審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

### 議 案 第 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第2号歌志内市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第2号歌志内市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提

案申し上げます。

提案理由は、定住自立圏形成協定の締結等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決に付すべき事件に加えるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会の議決事件に関する条例（昭和59年条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第2条に次の1号を加える。

第2号、定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。

これは現在中空知圏域の市町による新たな広域連携の取り組みとして検討されている定住自立圏構想について、去る1月15日、同制度に基づき滝川市と砂川市により、腹案型の中心市宣言が行われ、今後圏域における定住自立圏を形成するため協議が進み、連携項目などについて中心市と形成協定を締結していくなどの手続が必要となります。

このため、今後、協議進行の上、形成協定を締結する際、国の定住自立圏構想推進要項で定める議会の議決が必要となることから、地方自治法第96条第2項に基づく、議会に付すべき事件として加えるため条例の一部を改正するものであります。

附則。

この条例は、交付の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第3号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー



議案第3号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、持続可能な財政運営を進めるため、議会の議員報酬の額並びに特別職の職員及び教育長の給料の縮減率を圧縮した上で、当分の間、縮減措置を延長しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

(歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)。

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年4月1日」を「平成26年4月1日」に改め、同項第1号中「28万2,000円」を「29万8,000円」に改め、同項第2号中「25万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号中「23万円」を「24万3,000円」に改める。

(歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)。

第2条、歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和29年条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り」を「平成26年4月1日から当分の間」に改め、同項第1号中「66万4,000円」を「70万5,000円」に改め、同項第2号中「57万3,000円」を「60万7,000円」に改める。

(歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)。

第3条、歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り」を「平成26年4月1日から当分の間」に、「月額52万7,000円」を「月額55万8,000円」に改める。

これは提案理由で御説明したとおり、持続可能な財政運営を進めるため、特別職報酬等審議会の答申結果を踏まえて、議会議員の議員報酬の額並びに特別職の職員である市長及び副市長と教育長の給料の縮減率を圧縮した上で、当分の間縮減措置を延長しようとするものでございます。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

## 議 案 第 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第4号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第4号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市職員の給与について、未実施だった人事院勧告の給与制度を実施し、併せて関係条文を整備しようとするものでございます。

なお、未実施だった人事院勧告の給与制度につきましては、これまで職員給与の独自削減の実施により未実施でありましたが、本年4月からの職員給与の完全復元とあわせて、この未実施分を実施しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の8ページから16ページまでごらん願います。

（歌志内市職員給与条例の一部改正）。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条、第3項中「55歳」の前に「前項の規定にかかわらず、」を加え、「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「2号俸」を「の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇級させる場合の昇級の号俸数は勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

これは平成24年に勧告された55歳を超える職員の昇級について、その者の勤務成績が極めて良好である場合、または特に良好である場合に行うことを規定するものでございます。

第12条第1項、第25条第1項及び第3項から第5項まで、第26条並びに第27条中「第45条」を「第44条」に改める。

これは第41条から第44条まで規定されている休職者の給与の条文整備により、勤務1時間当たりの給与額の算出を規定している第45条が第44条に繰り上がったため、この勤務1時間当たりの給与額の算出を引用規定している第12条第1項の給与の減額、第25条関係の時間外勤務手当、第26条の休日勤務手当、第27条の夜間勤務手当について改正するものでございます。

第30条第1項の表中「本俸」を「給料」に改める。

第41条の見出しを「（心身の故障による休職）」に改め、同条に次の4項を加える。

第2項、職員が、結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

第3項、職員が、前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまで、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

第4項、前2項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で、第33条第1項に規定する基準日前1カ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第33条第1項の規定により市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

第5項、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第33条の2及び第33条の3の規定を準用する。この場合において、第33条の2中「前条第1項」とあるのは「第41条第4項」と読み替えるものとする。

第42条を削り、第43条を第42条とする。

第44条中「前3条」を「前2条」に改め、同条を第43条とする。

第8章中第45条を第44条とし、第45条の2を第44条の2とし、第46条を第45条とし、第47条を第46条とする。

附則に次の4項を加える。

第24項、当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

第1号、給料月額、当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第12条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第26項及び第27項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第26項において「給料月額減額基礎額」という。）））。

第2号、期末手当、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第33条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額））。

第3号勤勉手当、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第34条の2第3項において準用する第33条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額、附則第27項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第34条の2第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第3項において準用する第33条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第27項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第34条の2第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）。

第4号、第41条第1項から第5項までの規定により支給される給与、当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額。

ア、第41条第1項、前各号に定める額。

イ、第41条第2項又は第3項、第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額。

ウ、第41条第4項、第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額。

エ、第42条、第1号に定める額に、同条の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額。

給料表。行政職給料表、職務の級、6級。

給料表。医療職給料表（二）職務の級、6級。

給料表。医療職給料表（三）職務の級、6級。

第25項、前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第26項、附則第24項の規定により、給与が減ぜられて支給される職員についての第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第44条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

第27項、附則第24項の規定が適用される間、第34条の2第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第24項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

これは平成22年に勧告された55歳を超える行政職6級相当職員について、当分の間55歳に達した日後の最初の4月1日から給料月額、期末勤勉手当を1.5%減額するとともに、減額対象者である特定職員が休職した場合などの規定とあわせて、関係条文を整備するものがございます。

（歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）。

第2条、歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を次のように改める。

第10項、前3項の規定による給料は、平成26年4月1日以後支給しない。

これは平成23年に勧告された地域給与制度の導入により、給与構造改革後の給料の額が昇任や昇級により既に支給されていた給料の額を上回るまで、既に支給されていた給料の額を保障するという措置を廃止しようとするものでございます。

（歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）。

第3条、歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第45条」を「第44条」に改める。

（歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）。

第4条、歌志内市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第45条」を「第44条」に改める。

これは先ほど御説明いたしました、第41条から第44条まで規定されている休職者の給与の条文整備により、勤務1時間当たりの給与額の算出を規定している第45条が第44条に繰り上がったため、歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例と、歌志内市職員の育児休業等に関する条例の引用規定箇所を改正するものでございます。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午後 0時57分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて会議を再開します。

## 議 案 第 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第5号歌志内市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第5号歌志内市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、中空知広域水道企業団の水道料金が、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、現行の消費税率が引き上げられ、平成26年4月1日から適用されることになったため、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市水道料金助成条例の一部を改正する条例。

歌志内市水道料金助成条例（平成19年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の17ページをごらん願います。

別表中、「基本料金（1月につき）1,080円」「超過料金（1トンにつき）230円」を、「基本料金（1月につき）1,110円」「超過料金（1トンにつき）236円」に改める。

これは中空知広域水道企業団の水道料金が消費税率の改正に伴い、平成26年4月1日から引き上げられることを受け、本条例で定める助成金の額を改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

（施行期日等）。

第1項、この条例は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月分の水道料金から適用する。

（経過措置）。

第2項、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、平成26年4月1日前から継続して供給している水道の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）で、同日から同月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君）　4点ほど聞きたいと思います。

増税で値上がりするということなのでしょうけれども、福祉料金の値上がりということで恐らくそういうふうなことだと思うのですが、福祉料金の該当者の負担がふえるということとで、単純に考えていいのかお聞きしたいと思います。また、この福祉料金の該当者の数がどれぐらいいるのか、お聞きしたいと思います。

二つ目、現状のままの1,080円と230円で、これ値上げした分30円と6円ずつ値上げになるのですが、現状のままと値上げした分のトータルの差額の金額はどれぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

三つ目ですけれども、この恐らく負担がふえるのではないかなと思われるのですが、これによって滞納がふえる可能性というのはどういうふうなことを考えられているか、お聞きしたいと思います。

四つ目なのですがけれども、最終的に消費税が10%になると言われておりますけれども、そのときもこういった形で値上げになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者、答弁。

柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） ただいまの質問に御答弁申し上げます。

①番でございますけれども、増税になるということで、負担がかかるということでございます。水道企業団3市1町で行っておりますが、公営企業会計でございまして、民間事業者と同一に消費税を申告、納付しなければならないということでございまして、応分の負担をしなければならないというのが使用者からいただくということでございます。

これにつきましては、水道企業団が経営する中で機材の購入、水道管の更新事業、こういった工事につきましては、消費税を8%で事業を展開していきますので、これはやむを得ないかなということで考えております。

②番でございますが、何人該当者がいるかということでございますが、2月末現在354名の市民のこの該当者がいるということでございます。

差額でございますが、実は1,080円ということで、今まで1,080円で超過料金230円ということでございます。実はこの福祉料金、助成条例にうたわれているこの金額と一般家庭の金額の差でございますが、負担がそれぞれ上下水道ございますが、水道のほうは百四、五十万円ぐらいの金額が市のほうで水道企業団に負担するというところでございます。

次の質問でございまして、負担がふえるということで滞納はどうかということでございますが、この表の説明の中で、1,080円が1,110円になるということで、30円アップでございます。30円アップでございますけれども、実質的な値上がりでございますので、額がそれほど大きな増額になっていないというふうに判断してございまして、その中で滞納が新たに大きく発生するということは考えておりません。

それと最後の質問でございまして、10%になった場合はどうかということでございますが、10%になった場合も先ほど冒頭御説明いたしたように、公営企業の適用の構成3市1町でございますので、これも申告納付する義務がございますので、利用者からもいただくということになります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 福祉料金ということで、この福祉料金を使っている方というのは低所得者とか生保を受けている方、母子家庭だとか、いろいろあると思うのですけれども、やっぱり生活の大変な方々が受ける制度だと思うのですよね。その中で30円、超過料金で6円ぐらいですけれども、それがかさんでいくとやっぱりそういう人たちには生活的には負担になっていくのではないかと思います。

料金が値上がりしてくると、お風呂に入る回数を減らしたりだとかという衛生的なものも出てくると思うのですけれども、その辺、市の努力でこの百四、五十万円ぐらい、さっき答弁もらいましたけれども、そういったところを市のほうで何とか頑張って補填できないのかということをお聞きしたいのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 主たる目的が一般家庭と低廉な金額を設けて福祉料金としているところでございまして、主たる目的が個々にございまして、さらに消費税の分となりますと、重複するサービスといいますか、そういうことにもなりますので、一義的な部分でいわゆる助

成金という部分で、低廉な価格これをもって福祉料金とさせていただいておりますので、消費税分を一般会計から賄うということは考えておりません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案第5号に対して、討論したいと思います。

住民生活の上で、食料、燃料、水道光熱費が欠かすことができないものであります。

しかし、物価高騰により、食料、燃料の物価高騰とともに4月から導入される消費税増税は、水道光熱費にも影響し、多くの住民が負担を強いられることとなります。

消費税は社会保障と税の一体改革によって合意されましたが、消費税の使い道として、社会保障にほとんど回らないことが、これまでの日本共産党の国会論戦の中で明らかになっております。

雇用賃金や年金、社会保障が次々に減らされている中で、最も最優先に取り組むべきが消費税に頼らないで税金を納める力のある企業、個人からきちんとした税率で納税してもらい、無駄な大型公共事業や軍事費など、税金の使い道を社会保障に回し、今以上の社会保障の充実を行い、また、労働賃金の値上げを行うべきであり、今でも生活が困難な住民に今以上の生活負担は避けるべきと考えますので、本議案に反対いたします。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまの議案第5号歌志内市水道料金助成条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

この水道使用料は消費税8%が適用され、一般料金より減額される福祉料金に対するものであり、公平的な観点からも、消費税により設定された税率の変更に対応するべきものであると考えております。

よって、この時期の制定はしかるべきものと考えますので、賛成をいたします。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第5号について、起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第6号歌志内市介護サービス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー



議案第6号歌志内市介護サービス条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市介護サービス条例の一部を改正する条例。

歌志内市介護サービス条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の18ページをごらん願います。

第2条第7号中「第8条第21項」を「第8条第23項」に改める。

これは介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援の引用条項が繰り下がったことにより、条文の改正を行なうものであります。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第7号歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第7号歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）及び道路法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第313号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

歌志内市道路占用料徴収条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の19ページから21ページをごらん願います。

第5条第1号中「法第35条に規定する事業及び」を削る。

これは、道路法等の一部改正に伴い国の行う事業は全ての占用料が免除されることになったため、道路法第35条に規定する事業を第5条の減免規定から削るものでございます。

別表を次のように改める。別表につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、9地区分の見直しが行われ、従来、甲地、乙地、平地の3区分で、本市は平地の道路占用料を徴収していましたが、固定資産税評価額の地価の平均をもとに、第1級地から第5級地の5区分に9地区分が見直されたため、本市の所在地区分である第5級地の道路占用料を用いた料金表に改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今までの土地の価格が下がったのでということらしいのですが、年間この占用料の徴収の金額というのは幾らぐらいあって、今度は幾らぐらいになりそうなのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 道路占用料につきましては、収入で市のほうに占用料として納められる占用料でございますが、今まで39万円でございますが、今度、この改正に伴いまして24万円程度になろうかと試算しております。

○議長（山崎数彦君） ほかに、ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今までの金額からすると、かなり改正の金額が半額近くになっているのですが、この占用料の算定の価格というのは本当にこれは適正な金額なのかどうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 道路占用料につきましては、平成24年に改正をしました。その後、今回ということでございますが、そのときの金額との差額というのが、先ほど申し上げた差額でございます。

この価格設定につきましては、国によります評価額をもとに算式の式がございます。今、手元にありますが、占用料の額の求め方でございますが、道路価格掛ける使用料率ということと、占用面積ということで、これ占用面積で決まるのですが、その前にその占用の土地の価格ということでございますが、占用料といいますが、その部分でございますが、固定資産の評価額の宅地の価格掛ける市街地の用途別構成割合とか、そういったもろもろの平坦部の構成とか、山地部の構成とか行いながら、この金額が算定されるわけでございますが、先ほど副市長が説明の中で申し上げましたように、第5級地というのが当市でございまして、札幌が第2級ということでございますが、第1級となりますと、埼玉とかそういうところでございますが、そういう都市の土地の価格動向を調べながら、それぞれ市町の価格が設定されるということで

ございまして、明確に歌志内は第5ということであつたおたわてしておりますので、国のそういった基準に則つた算式でやっております。

○議長（山崎数彦君） ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第8号歌志内市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第8号歌志内市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例。

歌志内市社会教育委員設置条例（昭和35年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の22ページをごらん願います。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）。

第2条、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

これは、これまで社会教育法第15条第2項に定められていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されたため、従来までと同様に、要件基準を位置づけるため社会教育委員設置条例の第2条として、新たに委嘱の基準の条文を加え、後続する条文を繰り下げるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 9 号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第9号歌志内市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第9号歌志内市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の一部が改正されたことに伴い、協議会の会長の要件基準を定めようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例。

歌志内市青少年問題協議会条例（昭和37年条例第14条）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の23ページをごらん願います。

第3条第1項中「会長は」の次に「、市長をもって充て」を加える。

これは、これまで地方青少年問題協議会法第3条第2項に定められていた市長に対する会長の要件基準が削除されたため、従来までと同様に要件基準を位置づけるため条文を改正するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 1 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第15 議案第10号歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第10号歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の変更について御提案申し上げます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画を別記のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画のうち、生活環境の整備に係る事業内容に変更が生じたため、本計画の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文に参りますが、定例会資料の24ページもあわせてごらん願います。

歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の変更。

歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の一部を、次のように変更する。

4、生活環境の整備、(3)計画の表の事業名（施設名）の欄中、(6)過疎地域自立促進特別事業の事業内容の欄の「下水道診断カメラ調査、歌志内市」の次に、次の1欄を加える。

「公共施設等解体撤去事業、歌志内市」これは計画書の21ページの表を変更するものでございます。

次に、11、過疎地域自立促進特別事業計画一覧の表の自立促進施策区分の欄中、3、生活環境の整備の事業概要の欄の「下水道診断カメラ調査（略）歌志内市」の次に、次の1欄を加える。「公共施設等解体撤去事業、老朽化などにより有効活用が困難となっている施設を解体撤去することで、景観の保全と地域の安全安心な生活環境の向上を図ることができる。歌志内市」。

これは、計画書の40ページの表を変更するものでございます。

以上、追加する事業につきましては、平成26年度に実施を予定している事業について、この計画変更により財政的に有利な過疎債を充当することが可能となり、担当所管において起債申請など手続が進められることとなります。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今の説明の中でちょっと確認したいのですけれども、公共施設等解体撤去事業を平成26年度に計画が予定されているというふうに聞いてよろしいのですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者、答弁。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） そのとおりでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 1 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 議案第11号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第11号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村職員退職手当組合の組織団体である上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が平成26年3月31日付で解散脱退することから、規約の一部を変更するしようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の25ページをごらん願います。

別表。（上川）の項中、「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

これは、本年3月31日付で上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散、脱退することに伴い、規約のうち組合の組織団体名に係る関係箇所について整備するものでございます。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 1 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第17 議案第12号中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第12号中空知広域市町村圏組合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、中空知広域市町村圏組合の事務所移転に伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約。

中空知広域市町村圏組合規約（昭和45年地方第2153号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の26ページをごらん願ひます。

第4条中「滝川市明神町1丁目5番29号、広域生活総合センター内」を「滝川市大町1丁目2番15号滝川市役所内」に改める。

これは、同組合事務所が置かれている広域生活総合センター（滝川市総合福祉センター）の施設の老朽化が著しく、大規模改修や耐震化工事が必要な状況で維持するためには多額な費用がかかるため、滝川市が同施設を本年3月末で閉館するとの決定により、同組合事務所を滝川市役所内に移転することから、関係条文を整備するものでございます。

附則。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 1 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第18 議案第13号歌志内市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第13号歌志内市道路線の認定について御提案申し上げます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、歌志内市道路線を別記のとおり認定することについて御提案申し上げます。

提案理由は、中央社宅2号線道路改良舗装工事に伴い、隣接する道路を改良し、本町団地改良住宅周辺の道路網が整備されたことにより、幹線道路として新たに市道認定し、また、神威振興線についてもNTT東日本の歌志内電話交換所があることから、道路の利便性を高め、公共の福祉を増進することを目的に、橋梁長寿命化計画に伴う振興橋の橋梁診断を行い、幹線道路として市道認定しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

認定する路線につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の27ページと28ページをごらん願います。

別記。

路線番号222。路線名、中央社宅3号線。起点地番、字上歌30番地4から終点地番、字上歌31番地1まで、延長134.50メートル、幅員4.0から7.9メートル。道道赤平奈井江線と市道中央社宅2号線までの間を認定区間とするものでございます。

次に、路線番号323。路線名、神威振興線。起点地番、字神威1004番地から終点地番、字神威264番地4まで、延長75.98メートル。幅員3.5から4.0メートル。道道赤平奈井江線からNTT東日本の歌志内電話交換所前までを認定区間とするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 市道に認定するということですのでけれども、これ市民にとって利便性云々という話もありましたけれども、具体的な利点というのはどういうことが挙げられるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、利点でございますが、道路管理者が明確になるということ



でございます。あと交通網の整備によりまして、地図情報等に網羅されるという部分がございます。あと計画的な整備ができて、これについては、市道認定がなされますと国庫補助事業での事業が展開しやすいということで、直接そういう事業ができるということは市民の負担も軽減できるということでございます。

また、市道認定につきましては、交付税算入のメリットがあるということもつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 除雪の頻度とか、それから程度とかの利便的は市道と一般道と若干違う点もあるのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 一概に言えないのですが、基本的には同じような扱いで除雪は行っているところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

---

○議長（山崎数彦君） ここで皆様をお願いいたします。

本日、3月11日は、東北地方を中心として、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から3年目の日となります。

震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表するため、黙禱を捧げたいと思います。

御起立願います。

黙禱。

黙禱を終わります。ありがとうございました。御着席ください。

午後 1時43分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

(午後 1時45分 散会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      湯      浅      礼      子

署名議員      本      田      加      津      子